

2018年7月30日


保障内容がパワーアップ！ 収入保障保険「ネオ de しゅうほ」の改定

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2018年9月2日より、「ネオdeしゅうほ」（正式名称：無解約返戻金型収入保障保険）を改定します。

「ネオdeしゅうほ」は、保険期間中に万一お亡くなりになった場合や病気で所定の状態になった場合の収入減少に対する備えとして、毎月、一定の金額を受け取りたいというお客さまニーズに応える商品です。

今回の改定により、万一お亡くなりになった場合や病気で所定の状態になった場合だけでなく、働けなくなるリスクに幅広く備えることが可能となります。私たちのミッションである“「あったらいいな」をいちばんに。”を実現すべく、多様化するお客さまニーズに幅広くお応えしていきます。

【主な改定内容】

商品名	主な改定点
ネオ de しゅうほ  （無解約返戻金型収入保障保険）	障害収入保障年金等の新設
	特定疾病収入保障年金の支払事由の改定
	保険料払込免除事由の改定

■障害収入保障年金等の新設

①障害収入保障特則を適用した場合、「障害収入保障年金」をお受け取りいただけます。被保険者が身体障害者福祉法に定める1級～3級の障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき、障害収入保障年金を保険期間満了までお受け取りいただけます。（年金月額は、収入保障年金と同額です）。また以後の保険料のお払込みは不要です。

②高度障害収入保障特則を適用した場合、「高度障害収入保障年金」をお受け取りいただけます。被保険者が所定の高度障害状態に該当したとき、高度障害収入保障年金を保険期間満了までお受け取りいただけます（年金月額は、収入保障年金と同額です）。また以後の保険料のお払込みは不要です。

*障害収入保障特則と高度障害収入保障特則をあわせて適用することはできません。

■特定疾病収入保障年金の支払事由の改定

特定疾病収入保障年金の支払事由を「がん（上皮内がんを除く）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中により継続20日以上入院をしたときもしくは手術を受けたとき」に改定します。

	改定前 特定疾病収入保障特則	改定後 特定疾病収入保障特則（2018）
疾病	年金支払事由	
がん	初めて医師により所定のがん（悪性新生物）と診断確定されたとき（上皮内がんは含まない）	初めて医師により所定のがん（悪性新生物）と診断確定されたとき（上皮内がんは含まない）
急性心筋梗塞	初診日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	急性心筋梗塞の治療を目的として、継続20日以上入院をしたとき
脳卒中	初診日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	脳卒中の治療を目的として、継続20日以上入院をしたとき
	または 治療を直接の目的として、病院または診療所で手術を受けたとき	または 治療を直接の目的として、病院または診療所で手術を受けたとき

* 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定された場合、特定疾病収入保障年金のお支払いの対象になりません。

以下の組み合わせの中からお客さまのニーズに合わせてお選び頂けます。

	死亡	身体障害	高度障害	特定疾病
	収入保障年金	障害収入保障年金	高度障害収入保障年金	特定疾病収入保障年金
特則適用なし	○	—	—	—
障害収入保障特則のみ適用	○	○	—	—
高度障害収入保障特則のみ適用	○	—	○	—
特定疾病収入保障特則（2018）のみ適用	○	—	—	○
障害収入保障特則と特定疾病収入保障特則（2018）の同時適用	○	○	—	○
高度障害収入保障特則と特定疾病収入保障特則（2018）の同時適用	○	—	○	○

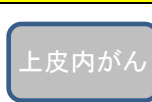

















■保険料払込免除事由の改定

「特定疾病保険料払込免除特約」に代えて、免除事由に上皮内がんを追加するなどバージョンアップした「特定疾病保険料払込免除特約（2018）※」の付加の取扱を開始します。所定のがん（悪性新生物）、急性心筋梗塞または脳卒中などの特定の疾病により所定の事由に該当したときに、以後の保険料のお払込みを免除します。

※2018年2月より、「ネオdeいりょう」等への付加取扱を開始しています。

保険料払込免除となる事由

 保険料払込免除の**対象**  保険料払込免除の**対象外**

疾病 (保険料払込免除となる事由)	I 型	II 型	III 型
がん (初めて医師により 診断確定されたとき)	 上皮内がん  がん	 上皮内がん  がん	 上皮内がん  がん
心疾患 (継続20日以上入院をしたとき、 または手術を受けたとき)	 心疾患  急性心筋梗塞	 心疾患  急性心筋梗塞	 心疾患  急性心筋梗塞
脳血管疾患 (継続20日以上入院をしたとき、 または手術を受けたとき)	 脳血管疾患  脳卒中	 脳血管疾患  脳卒中	 脳血管疾患  脳卒中

*主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内のがん（上皮内がんを含みます）と診断確定された場合、保険料払込免除の対象になりません。

*募集代理店によっては、一部取り扱いが異なります。

その他、「リビング・ニーズ特約（2018）」を新設します。本特約を付加した契約においては、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、将来の年金のお支払いに代えてリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

【給付内容】

プラン	年金	支払事由	支払額
基本	収入保障年金	死亡したとき	年金月額
オプション	【新設】 障害収入保障特則	身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき	年金月額
	【新設】 高度障害収入保障特則	所定の高度障害状態に該当したとき	年金月額
	【改定】 特定疾病収入保障特則 (2018)	特定疾病収入保障年金	がん（上皮内がんを除く）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中により継続20日以上入院をしたときもしくは手術を受けたとき

*収入保障年金、障害収入保障年金、高度障害収入保障年金、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。

*障害収入保障特則と高度障害収入保障特則をあわせて適用することはできません。

【保険料例】

(1) 障害収入保障特則適用あり

年金月額 10 万円、年金支払保証期間 2 年、非喫煙者健康体保険料率、月払、高度障害収入保障特則適用なし、特定疾病収入保障特則（2018）適用なし、特定疾病保険料払込免除特約（2018）付加なし

		60 歳満期	65 歳満期
男性	30 歳	2,820 円	3,994 円
	35 歳	3,031 円	4,428 円
	40 歳	3,137 円	4,790 円
女性	30 歳	2,122 円	2,981 円
	35 歳	2,339 円	3,361 円
	40 歳	2,433 円	3,628 円

(2) 高度障害収入保障特則適用あり

年金月額 10 万円、年金支払保証期間 2 年、非喫煙者健康体保険料率、月払、障害収入保障特則適用なし、特定疾病収入保障特則（2018）適用なし、特定疾病保険料払込免除特約（2018）付加なし

		60 歳満期	65 歳満期
男性	30 歳	1,902 円	2,533 円
	35 歳	1,868 円	2,589 円
	40 歳	1,824 円	2,650 円
女性	30 歳	1,374 円	1,880 円
	35 歳	1,452 円	2,045 円
	40 歳	1,519 円	2,206 円

以 上